

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の制定について  
～地域主権一括法施行に伴う新設条例の制定～

1 根拠法令名

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）

2 県の条例名

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例（新設）

3 条例化される基準の概要

(1) 既存病床数の補正の基準

既存病床数は、病院及び診療所の一般病床及び療養病床の数に補正（一定の要件を満たす病床を除く）を行い算定する。

介護老人保健施設の入所定員数に 0.5 を乗じた数を既存病床数として算定する。

(2) 専属薬剤師設置義務の基準

病院及び医師が常時 3 人以上勤務する診療所に、専属の薬剤師を置く。

(3) 医療機関の人員基準（医師、歯科医師を除く。）

薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士について、医療機関の実態（病床種別ごとの入院患者数や外来患者数等）により、定められた算式により必要数を算定する。

診療放射線技師、事務員その他の従事者、理学療法士、作業療法士について、医療機関の実情に応じた適当数を必要数とする。

(4) 医療機関の「その他の施設」に該当する設置基準

病院の消毒施設及び洗濯施設、並びに療養病床を有する病院・診療所の談話室、食堂及び浴室の設置基準を定める。

(5) 経過措置

一定の要件を満たす医療機関が、知事にその旨を届け出た場合には、療養病床に係る看護師等の員数の配置基準を、従前の基準により算定する。

4 条例化に当たっての基本的な考え方

法令において「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」として定められた基準については、医療機関の人的、設備的な最低基準であり、その内容は現行基準どおりの内容である。

本県においては、「利用者の保護」と「医療機関の健全な運営の確保」という相反する事情を考え合わせた結果、現行の基準を維持することが、適正な医療サービスの提供を行う上で適当であると考える。

よって、現行基準どおりの内容で定められた法令の基準を、本県で定める条例の基準とする。

5 施行日

平成 25 年 1 月 11 日

# 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の概要

地域主権一括法の施行  
に伴う医療法の改正

政省令で定められた病院及び  
療養病床を有する診療所の人員  
及び施設に関する基準等

条例で定める  
(H25.1.11施行)

## 基準の性格

- 【従すべき基準】  
・(参照すべき基準)  
・(基本的な考え方)

利用者の保護と医療機関の健全な運営の確保を図る観点から、これまでの国の定める基準をおりとする

既存病床数の標準  
(法第7条の2)  
医師・歯科医師の勤務  
の基準(法第13条)

- 既存病床数は、病院及び診療所の一般病床及び療養病床の数に補正を行い算定する。【従るべき基準】
  - 重症心身障害児施設の病床、防衛省管のものを除く
  - 介護老人保健施設の入所定員の0.5を乗じた数を加える(経過措置あり)
  - 診療所のうち、H19.1.1の法施行以前からあつたものを除く
- 病院及び医師が常時3人以上勤務する診療所に専属薬剤師を置く。【従るべき基準】

医師・歯科医師を除く医  
療機関の人員基準  
(法第13条の1) <法  
第13条の1(1)>

- 薬剤師、看護師、准看護師、准護理師、准看護補助者、栄養士について、医療機関の実態により配置基準を定める。【従るべき基準】
  - 薬剤師、看護師、准看護師の必要数：病床種別ごとの入院患者数や外来患者数による算定
  - 看護補助者：療養病床に係る病室の入院患者数が4又はその端数を越す場合に1人
  - 看護放射線技師、事務員その他の従業者、理学療法士、作業療法士について：医療機関の実態により、配置基準を定める。
- 病院：病床数100以上にあっては1人
- 診療放射線技師、事務員その他の従業者、理学療法士、作業療法士について：医療機関の実態により、配置基準を定める。

医療機関のその他の施設  
に該当する設置基準  
<法第21条1(12)、2(3)>

- 病院の食堂施設及び洗濯施設、並びに療養病床を有する病院・診療所の談話室、診療所の談話室、食堂及び浴室の設置基準を定める。  
【参酌すべき基準】
  - 消毒施設・洗濯施設：蒸気、ガス等を用い、又はその他の方法により被服、器具等の消毒を行うことができるもの
  - 談話室：患者と家族が談話を楽しむことができる広さを有すること
  - 食堂：入院患者一人につき1m以上の広さを有すること
  - 浴室：身体の不自由な者の入浴に適したもの
- 知事に特定介護療養型医療施設(※1)であることを届け出た医療機関においては、療養病床に係る看護師等の員数の配置基準を、従前の基準により算定する。  
※1：H24改正省令施行時に現に介護療養型医療施設である病院・診療所
- ※2：看護師等の員数が規則に掲げる数に満たない病院(又は診療所)

経過措置  
<命令附則第53条第3項>

- 既存病床数の標準  
(法第7条の2)
- 医師・歯科医師の勤務  
の基準(法第13条)
- 医療機関のその他の施設  
に該当する設置基準  
<法第21条1(12)、2(3)>

### 条例において定める各基準の概要

#### 1 既存病床数の補正の基準・・・従うべき基準

既存病床数を算定する場合には、許可病床数を単純に積み上げた値に、以下の補正を行っています。（医療法第7条の2第4項・5項、医療法施行規則第2条の2・第30条の33第1項）

##### 補正内容（一部抜粋）

- (1) 以下の病床数は、本来の目的の利用者の割合に応じて既存病床に数えない。
  - ・重症心身障害児施設
  - ・防衛省所管のもの
  - ・刑務所等の中に設けられたもの
  - ・児童福祉施設、その他社会福祉施設内に設けられたもの
  - ・その他医療法施行規則に記載されている内容（老健施設等）
- (2) 以下の数を、既存病床数として算定する。
  - ・介護老人保健施設の入所定員に0.5を乗じた数
- (3) 経過措置
  - ・前述に関わらず、経過措置が設けられたものについては、当面の間算定に含めない

#### 【既存病床数の算定方法】（2次医療圏単位）

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{各医療機関の} \\ \text{許可病床の合計数} \end{array}} \pm \boxed{\begin{array}{c} \text{上記枠囲み内の} \\ \text{補正病床数} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{既存病床数} \end{array}}$$

#### 2 専属薬剤師設置義務の基準・・・従うべき基準

病院及び医師が常時3人以上勤務する診療所には、専属の薬剤師をおくことが原則とされています。

#### 医療法施行規則第6条の6

法第18条の厚生労働省令で定める基準は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

#### 3 医療機関の人員基準（医師、歯科医師を除く）

##### （1）病院の場合

薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士、診療放射線技師、事務員その他の従業者、理学療法士及び作業療法士について、配置基準を規定。

- ・薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士・・・従うべき基準
- ・診療放射線技師、事務員その他の従業者、理学療法士、作業療法士・・・参酌すべき基準

#### 病院（医療法施行規則第19条第2項及び第3項）

##### 【薬剤師必要数の算定方法】

$$\text{薬剤師数} = \frac{\text{精神・療養病床}}{\text{入院患者数}} \times 150 + \frac{\text{一般病床等}}{\text{入院患者数}} \times 70 + \frac{\text{外来患者}}{\text{取扱処方せん数}} \times 75$$

##### 【看護師及び准看護師必要数の算定方法】

$$\text{看護師及び准看護師数} = \frac{\text{精神・療養病床等}}{\text{入院患者数}} \times 4 + \frac{\text{一般病床等}}{\text{入院患者数}} \times 3 + \frac{\text{外来患者数}}{\text{取扱処方せん数}} \times 30$$

##### 【看護補助者】

療養病床に係る入院患者数が4又はその端数を増すごとに1

##### 【栄養士】

病床数100以上にあっては1

【診療放射線技師及び事務員等従業者】

病院の実状に応じた適当数

【理学療法士及び作業療法士】

療養病床を有する病院の実状に応じた適当数

※ 経過措置・・・療養病床に係る看護師・准看護師・看護補助者の算定に当たり、経過措置の適用を受けた病院においては、入院患者数「4」を「6」と読み替える。(医療法施行規則附則第53条)

## (2) 療養病床を有する診療所の場合

看護師、准看護師、看護補助者及び事務員等従業者について、配置基準を規定。

- ・看護師、准看護師、看護補助者・・・従うべき基準
- ・事務員等従業者・・・・・・・・参酌すべき基準

診療所(療養) (医療法第21条第2項第1号、医療法施行規則第21条の2第2項及び第3項)

【看護師及び准看護師必要数の算定方法】

病室の入院患者数が4又はその端数を増すごとに1

【看護補助者】

病室の入院患者数が4又はその端数を増すごとに1

【事務員等従業者】

診療所の実状に応じた適当数

※ 経過措置・・・療養病床に係る看護師・准看護師・看護補助者の算定に当たり、経過措置の適用を受けた診療所においては、入院患者数「4」を「6」と読み替える。(医療法施行規則附則第54条)

## 4 医療機関の「その他の施設」に該当する設備基準・・・・・・・・参酌すべき基準

### (1) 病院の場合

①病院での必置施設のうち、消毒施設及び洗濯施設

②療養病床を有する病院の必置施設のうち、談話室、食堂及び浴室の設置基準を次のとおり規定

(医療法第21条第1項第12号、医療法施行規則第21条)

【消毒施設及び洗濯施設】

蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならない。(業務を委託する場合を除く。)

【談話室】 (療養病床を有する病院のみ)

入院患者同士や家族が談話を楽しめる広さを有すること。

【食堂】 (療養病床を有する病院のみ)

入院患者一人につき1m<sup>2</sup>以上の広さを有すること。

【浴室】 (療養病床を有する病院のみ)

身体不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

### (2) 療養病床を有する診療所の場合

(医療法施行規則第21条の4)

療養病床を有する病院の設置基準(上記の【談話室】、【食堂】、【浴室】)と同じ